

令和5年6月

# 国見町農業委員会定例総会会議録

令和5年6月15日 開会

令和5年6月15日 閉会

国見町農業委員会

令和5年6月  
国見町農業委員会定例総会会議録

---

1. 出席委員

1番	渋谷福重君	2番	赤坂正弘君
3番	佐藤武君	5番	佐久間久子君
6番	斎藤紀次君	7番	八島富一君
8番	佐藤浩信君	10番	井砂秀明君

1. 欠席委員

なし

1. 出席農地利用最適化推進委員

石母田地区担当	齋藤光弘君
内谷・鳥取地区担当	赤坂齋君
小坂・泉田地区担当	黒田武君
西大枝・川内地区担当	松浦富夫君

1. 出席事務局員

農業委員会事務局長	阿部善徳君
農業委員会事務局主幹	佐藤智昭君
農業委員会事務局係員	東海林八重子君

1. 議事日程

---

議事日程

令和5年6月15日（木曜日）

午後1時30分開会

- 1 会長挨拶
- 2 議事録署名人指名

3 欠席者

4 会務報告

5 議事

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農地利用集積計画の決定について

協議第1号 農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について

協議第2号 令和6年度農業施策に関する要請・要望事項の検討について

6 その他

(1) 次回以降の総会日程について

---

午後1時30分開会

○事務局 皆さん、こんにちは。今日はお集まりいただきありがとうございます。

それでは、定刻となりましたので、ただいまより令和5年6月の国見町農業委員会定例総会を開会いたします。

---

1 会長挨拶

○事務局 会長より、ご挨拶をお願いいたします。

○会長（渋谷福重君） 【会長から開会に先立ちあいさつ】

○事務局 ありがとうございました。

それでは、今後の議事進行につきましては、会長にお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

---

2 議事録署名人指名

○会長（渋谷福重君） 議事録署名人であります。こちらで指名してもよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（渋谷福重君） 5番、佐久間久子委員、7番、八島富一委員にお願いいたします。

---

### 3 欠席者

○会長（渋谷福重君） 続きまして、欠席者の報告ですが、今、黒田推進委員が遅れて出席するようになります。

---

### 4 会務報告

○会長（渋谷福重君） 続きまして、会務報告に移ります。

事務局お願いいたします。

○事務局 【会務報告について説明】

○会長（渋谷福重君） ありがとうございます。

---

### 5 議事

#### 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

○会長（渋谷福重君） 次に、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 【報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知(6件)について説明】

○会長（渋谷福重君） 事務局の説明が終わりました。

農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様、質疑ございませんか。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（渋谷福重君） 質疑がないようでございますので、報告第1号は報告のとおりといたします。

#### 報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

○会長（渋谷福重君） 次に、報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 【報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出(1件)について説明】

○会長（渋谷福重君） 事務局の説明が終わりました。

農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様、質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（渋谷福重君） 質疑がないようでございますので、報告第2号は報告のとおりといたします。

### 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

○会長（渋谷福重君） 次に、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 【議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請（2件）について説明】

○会長（渋谷福重君） 事務局の説明が終わりました。

では、受付番号62番の案件について、現地調査の結果を西大枝・川内地区担当、松浦富夫推進委員より説明をお願いいたします。

○西大枝・川内地区担当推進委員（松浦富夫君） 6月8日に事務局と推進委員で調査いたしました。何ら問題ありませんので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

以上です。

○会長（渋谷福重君） ありがとうございます。

続きまして、受付番号63番の案件について、現地調査の結果を鳥取・内谷地区担当、赤坂齋推進委員より説明をお願いいたします。

○内谷・鳥取地区担当推進委員（赤坂 齋君） 6月12日、事務局とともに現地確認いたしました。特に良好に管理されまして、問題ないと確認しました。

以上、報告します。

○会長（渋谷福重君） ありがとうございます。

これより質疑に入ります。

農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様、質疑ございませんか。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（渋谷福重君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第1号について、原案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○会長（渋谷福重君） 挙手全員であります。

よって、議案第1号については、原案のとおり承認することに決定いたします。

### 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

○会長（渋谷福重君） 次に、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

ここで審議に入る前に、議事参与の制限について説明します。

受付番号3番の案件に関して、2番、赤坂正弘委員が議事参与の制限に該当しますので、ご了承ください。

それでは、議案第2号の受付番号3番の案件について、審議します。

2番、赤坂正弘委員は退席をお願いいたします。

〔2番 赤坂正弘委員退室〕

○会長（渋谷福重君） それでは、事務局の説明を求めます。

○事務局 【議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請（1件）について説明】

○会長（渋谷福重君） 事務局の説明が終わりました。

では、受付番号3番の案件について、現地調査の結果を小坂・泉田地区担当、黒田武推進委員より説明をお願いいたします。

○小坂・泉田地区担当推進委員（黒田 武君） 今の事務局の説明のとおり、現地を確認いたしまして、何ら問題ないと思いましたので、ご報告いたします。

○会長（渋谷福重君） 同じく、受付番号3番の案件について、現地調査の結果を鳥取・内谷地区担当、赤坂齋推進委員より説明をお願いいたします。

○内谷・鳥取地区担当推進委員（赤坂 齋君） 同じく9日、事務局、農業委員とともに現地を確認いたしました。

何ら問題ないと確認しましたので、報告します。

○会長（渋谷福重君） 同じく、受付番号3番の案件について、現地調査の結果を石母田地区担当、齋藤光弘推進委員より説明をお願いいたします。

○石母田地区担当推進委員（齋藤光弘君） 6月9日に事務局1名、農業委員2名と現地の確認をしましてまいりました。説明どおり、何ら問題ないことを確認しております。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○会長（渋谷福重君） ありがとうございます。

これより質疑に入ります。

農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様、質疑ございませんか。ございませんか。

〔発言する者なし〕

○会長（渋谷福重君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第2号について、原案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○会長（渋谷福重君） 挙手全員であります。

よって、議案第2号については、原案のとおり承認することに決定いたします。

2番、赤坂正弘委員の退席を解きます。

〔2番 赤坂正弘委員入室〕

### 議案第3号 農用地利用集積計画の決定について

○会長（渋谷福重君） 次に、議案第3号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 【議案第3号 農用地利用集積計画(9件)の決定について説明】

○会長（渋谷福重君） それでは、事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様、質疑ございませんか。

6番。

○6番（齋藤紀次君） 中間管理機構が管理になっているところが、借賃無償というふうになっているんですけども、これは無償という表現で考えるの。

○事務局 親子の貸し借りになっています。無償でも特に問題はないです。手数料はかかりませんが。

○6番（齋藤紀次君） それで無償というの。

○事務局 経営移譲という形になります。

○6番（斎藤紀次君） さっきの3条の関係でちょっと質問してもよろしいですか。

○会長（渋谷福重君） はい。どうぞ。さっきのというのは、審議終わったやつかい。

○6番（斎藤紀次君） 決定には関係ないんですけども。

○会長（渋谷福重君） はい。

○6番（斎藤紀次君） 決定は全然問題ないんですけども、なぜこの使用貸借の申請は許可申請が必要だったのかなというこの意味をいろいろ考えたんですけども、分からなくて。どういうメリットがあって申請書を申請して、町を軌道修正しなくちゃいけなかったのか。

経営移譲年金もらうわけでもないんですよ。

○事務局 今回のですか。今回、経営移譲年金該当している方なので。

○事務局 今回の第3条の関係に関しては、経営移譲年金に該当しているところだったので、急遽、どうしても後継者亡くなられて、年金受給者の娘さんとなる方にどうしても移行しないと年金のほうに。

○6番（斎藤紀次君） 手続上、それをやらないと駄目だということでしょう。

○事務局 そうなんです。

○6番（斎藤紀次君） その説明欲しかったね。

○会長（渋谷福重君） 進めます。いいですか。

今の件について、ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（渋谷福重君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第3号については、国見町農用地利用集積計画の内容が適当であると認め、計画案のとおり承認することに賛成の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○会長（渋谷福重君） 挙手全員であります。

よって、議案第3号につきましては、国見町農用地利用集積計画案のとおり承認することに決定いたします。

#### 協議第1号 農用地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について

○会長（渋谷福重君） 次に、協議第1号 農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施



状況の公表についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 【協議第1号 農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について説明】

○会長（渋谷福重君） 何か意見があればお願いいたします。

[発言する者なし]

○会長（渋谷福重君） 意見なければ、進めたいと思います。

### 協議第2号 令和6年度農業施策に関する要請・要望事項の検討について

○会長（渋谷福重君） 次に、協議第2号 令和6年度農業施策に関する要請・要望事項の検討についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 【協議第2号 令和6年度農業施策に関する要請・要望事項の検討について説明】

○会長（渋谷福重君） 今、説明いただきました。6月27日まで意見のある方は事務局のほうに報告いただきたいと思います。

議事についてはこれで終了となります。

---

## 6 その他

### （1）次回以降の総会日程について

○会長（渋谷福重君） 続いて、その他に入ります。

続いて、（3）次回以降の総会日程について事務局より説明いただきます。

○事務局 【次回以降の総会日程について説明】

○会長（渋谷福重君） 午後からだ子ども議会もあるし、ちょっと難しいということなので、あれば、18日午前中をお願いしたい。

それも都合悪ければ、別の日ということになると思うんですけども、どうですか、皆さん。18日午前中。

○5番（佐久間久子君） 18日頃になると、早生品種の桃を午前中は多分、納品しなくちゃいけないので、無理かなと思いますが。

○事務局 18日は子ども議会があるんですけども、場合によっては我々で役割分担をして、

農業委員会と子ども議会を同時開催というのは可能なんです、実は、この7月18日の農業委員会の総会終わった後に、町長から感謝状の贈呈をお願いしたいのがありまして、町長がちょっと都合がつかなくなってしまうと、もし、18日火曜日の午後開催するのであれば、例えば、申し訳ないんですけども、1時半じゃなくて3時半からとか、4時からとか、ちょっと時間をすごく遅い時間にずらすということであれば。

[発言する者あり]

- 5番（佐久間久子君） 時間遅いのは大丈夫かな。
- 8番（佐藤浩信君） 別に3時半でできるのであれば。

[発言する者あり]

- 事務局 時間遅いのは大丈夫そうですかね。
- 5番（佐久間久子君） 時間遅いのはいつでも。夜でも。
- 事務局 すみません。
- 8番（佐藤浩信君） 調整した後、連絡ください。
- 事務局 18日の遅い時間というか、3時半とか4時とか。正式な時間は通知でお送りします。
- 事務局 ありがとうございます。日にちは予定どおり18日の午後ということで、時間は改めて連絡いたします。

続きまして、8月の予定でございます。

17日、18日、そのあたりでいかがでしょうか。

[発言する者あり]

- 5番（佐久間久子君） 18日をお願いします。
- 事務局 皆さんいかがですか。

じゃ、18日の13時30分、この会場でということで決めさせていただきます。

ありがとうございました。

- 会長（渋谷福重君） 8月18日、1時半からということに決定させていただきます。進みます。

最後、事務局長、何かありましたらお願いいたします。

最後に出席の農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様から何かありましたら。

5番。

- 5番（佐久間久子君） 長坂のほうの山の畑なんですけれども、うちで借りている部分、隣が休耕地で野バラがいっぱい咲いていて、それで、今年うどんこ病が出やすい年なので、そ

れで、ほとんどうちでは消毒しているんですけども、両隣が野バラが満開で、とてもきれいなんですけども、取れる桃が全然ないんです。もう全部ついているので、うちで消毒しても、両隣休耕地で野バラ出ている部分は、やはり町のほうの管理として切っていただかないと。

○事務局 町の土地ではないんですか。

○5番（佐久間久子君） 町の土地じゃなくて、休耕地だから農業委員会と産業振興課と連帯してというか、そういうのも今度、考えないと、畑、ちょうどやっていない土地の間で、うちで借りている土地なんですけれども、うちで消毒したって、両隣のバラを切っていただかないと、土地は他人の土地は勝手に切れないし、そういう問題が多分、出てくるんじゃないかなと思うんですけども。

消毒代も高いし農薬代も高いことなので、今回はとにかく桃の木全部についているから、多分取れる桃はないと思います。出せるものがないと思う、その部分は。だって、自分のうちの土地にある分は野バラとか切るけれども、そこは。だから、長坂のほうはすごい、休耕地というかもやっていないところが多いので、農地パトロールのときに確認して、やはり実際、野バラとかあれば、そこは切るなり、そういう管理もこれから必要なんじゃないかなと思うので、検討してください。

○会長（渋谷福重君） 確かに、そういう問題これからいっぱい出てくるよね。ほっといて誰が対応するかだね。農業委員が対処するか、推進委員が対処するのか、産業振興が対処するのかとなって、こういうことをしましょうという、将来の、内容を見て問題とするかな。

○7番（八島富一君） この167ページのその他の農業施策全般と書かれているところ、これ、農業施策に関する意見の提出の結果報告なんだけれども、検討についての頭の方へ、持っていないと駄目だな。価格形成、農家がひどい目に遭っているのは一番きっとそのとおりで、頭に持っていないと駄目だよ、これ。

167ページのその他の施策全般が、頭のほうの検討結果の一番上に持っていくぐらいの気持ちでやってないと、農家の今、生産物、全然上がってないで、諸物価ばかり上がっているんだから、もっと早く上げないと、いつまでたってもひどい目に遭うようになるから。よろしく。

○事務局 これに対しては頭、5項目の中になかったもので、その他のところに大項目で書いたつもりであるので、頭に持っていきます。

あと、場合によっては、今年も最低賃金が多分、上がるだろうというふうに思いますので、その辺の絡みのも何か1行、今、思ったんですが追加してもいいのかなと。最低賃金が年々上

がっている中で、経費がかさんでいるのに、それに伴う収入が伴っていないということも、ここにうまく絡めて、追記していきたいと思います。

○7番（八島富一君） おらいのこと言うと悪いんだけども、おらいのスタッフも70歳も半ばを過ぎた人というのが半分もいるんだよ。その人たちは、これ以上賃金上がったら、俺ら稼げないぞ。結局、賃金もらうけど、その賃金に見合ったような今の稼ぎをやれと言われたって、やれないよということを行っている、今から。

雇用していると、そういう問題が出てくるんだよ。俺はあと2年もたったら、ここの賃金もらって、ここで前のような稼ぎできない、というこういう簡単な理屈になってくるということでございます。

〔発言する者あり〕

○会長（渋谷福重君） 大規模やっている人は、毎年同じ人を頼んでいるんだけども、毎年1人減っているぐらいしか仕事が進まない。みんなが年取って、頭数入れても、1人毎年減っているのと同じだよということをおっしゃいました。若くなっていけばいいんだけども、年取っていくんだから、当然ね。

○7番（八島富一君） 若い人たち集まって、土地だの何だの。もっとこなすには、やはりどこかから持ってこなさなきゃなんないから。そうすると、年寄りはそのほど稼がないんだよ、やっぱり。同じこと言ったって、去年と同じだよと言ったって、去年のことはもうパツとなっているから。

○会長（渋谷福重君） ほかにございませんか。

5番。

○5番（佐久間久子君） もう一件いいですか。

改植事業したのはいいんですけども、草なんだか、桃、植わっているんだか何だか分からなくて、改植事業、木が植わっているのかなというところがやはり何件か見受けられるので、改植事業したら、せめてある程度、木を大きくするとか、そういうのもやっぱりちゃんと。

○事務局 それはちなみに、その方が、例えば改植して、数年間ちゃんとやっていたんだけども、体壊して、ちょっとできなくなったとか、そういうところではないんですか。

○5番（佐久間久子君） それはないと思いますけれども。

○事務局 原則論から言えば、改植、今、福島県の再開支援事業で原発事故以降は10分の10で改植できるんですが、当然、改植した後に、手入れというか管理が悪くて、荒らして枯らしたとかということになると、最悪、やはり補助金全額返還ということになっていきますので、そ

れは。

○5番（佐久間久子君） 私が聞いているのは、改植事業するにも、ある程度、10年とか15年とか、その木を育てられる人が改植事業の対象だというふうには聞いているんですけども、年齢的には大丈夫なのかなとは思いますが、やはり草とか刈っていないと、桃の木が植わっているんだか、育っていないというか、やはりそういうのもちゃんと徹底してもらわないと、改植して自信があるから15年とか手入れできるからといってやっているんだと思うので、それはそれなりに、手入れしてもらわないと困るんじゃないかなと思います。

ただ、手入れできない人は、もう改植事業辞めたという人もいますので、やらないって、自分でもう何本か植えたほうがいっていうふうな人もやはりいるので、そういうふうのもちょっと徹底して、木、育たないんだか、草刈っていないんだか、よく分からないですけども。

○事務局 改植した後の手入れの徹底、ちょっと。

○5番（佐久間久子君） やってもらえればいいのかと思います。

○会長（渋谷福重君） ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

○会長（渋谷福重君） では、なければ本総会を閉じます。

ありがとうございました。

午後2時35分閉会

会議の経過を記載して、その内容に相違ないことを証するためここに署名押印する

令和5年6月15日

国見町農業委員会議長 (会長) \_\_\_\_\_ (印)

議事録署名人 (5番委員) \_\_\_\_\_ (印)

議事録署名人 (7番委員) \_\_\_\_\_ (印)

会議書記 (事務局長) \_\_\_\_\_ (印)